

【フィリピン】科学者帰国法の制定

海外立法情報課 山崎 美保

* 2018年6月15日、科学者やエンジニアなどの専門知識を持つ海外在住のフィリピン国民又はフィリピン系外国人を活用し、国内での科学技術の知識を持つ人材を増やすことを目的として、科学者帰国法が公布された。

1 背景

フィリピンでは、1974年に海外雇用開発局（Overseas Employment Development Board）¹を設置して、「労働力輸出」政策を本格化させ、それ以降、海外で働く労働者（海外労働者）が急増した²。この「労働力輸出」政策による海外労働者の増加の一方で、海外への頭脳流出が大きな問題となっている。既に1975年には、海外に住む特殊技術や専門性を持つフィリピン国民又はフィリピン系外国人を活用し、国内で科学技術分野の人材を増やすことを目的とした、大統領令第819号が發布され、科学者帰国プログラム（Balik Scientist Program）³が、観光省、国家科学発展委員会（National Science Development Board）、専門職規制委員会（Professional Regulation Commission）⁴の下で実施された。同プログラムの期間は当初5年であったが、その後、指導通達第1044号により1986年まで延長された。さらに1993年には、行政命令第130号が發布され、科学技術省⁵の管轄下で同プログラムが実施された。その後、同プログラムは資金不足などの理由で中断したが、2007年に復活し、科学技術省の管轄下で現在まで継続されている。1975年から断続的に行われた科学者帰国プログラムでは、2017年12月までに567人が採用されている⁶。

この科学者帰国プログラムを更に体系化し、強化することを目的に、2017年5月に下院により科学者帰国法案（HB5792）が提出され、両院による審議を経て、2018年3月に最終案が両院で可決、2018年6月15日に科学者帰国法（R. A. 11035）⁷が制定された。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年10月12日である。

¹ 1982年に国家船員局（National Seamen Board）及び雇用サービス局（Bureau of Employment Services）と統合され、海外雇用庁（Philippine Overseas Employment Administration）に改組された。遠藤聡「東南アジアの海外労働者問題と外国人労働者問題—フィリピン・ベトナム・シンガポールの事例—」『調査資料』No.2007-1, 2008.1, pp.271-276. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999336_po_20080123.pdf?contentNo=25&alternativeNo=> を参照。

² ここ10年（2007年から2016年）の海外労働者の雇用数を見ると、2014年にわずかに減少したものの、年々増加し、2016年には211万2331人で、2015年の184万4406人と比べ、14.53%増加している。OFW（Overseas Filipino Workers）Statistics, Philippine Overseas Employment Administration website <<http://www.poea.gov.ph/ofwstat/ofwstat.html>>

³ 「balik」は、フィリピン語（通称タガログ語）で「戻る、帰る」を意味する。

⁴ 専門職規制委員会は、専門職の基準規定やライセンスの発給を通して専門家の資格を決定する、フィリピンの専門家を管轄する機関である。Professional Regulation Commission website <<https://www.prc.gov.ph>>

⁵ 国家科学発展委員会が1981年に国家科学技術庁（National Science and Technology Authority）に再編され、1987年に科学技術省となる。

⁶ Ma. Cristina Arayata, “DOST eyes 235 more Balik Scientists ‘til 2022,” *Philippine News Agency*, April 27, 2018. <<http://www.pna.gov.ph/articles/1033515>>

⁷ Balik Scientist Act（正式名称は、An Act Institutionalizing the Balik Scientist Program, appropriating funds therefor, and for other purposes 科学者帰国プログラムの体系化、そのための資金及びその他の目的に関する法律）<<http://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2018/06jun/20180615-RA-11035-RRD.pdf>>

科学技術省が、このプログラムに参加する科学者を審査し、採用する権限を持ち、2018年から2022年の間に、235人以上の科学者を採用する予定である⁸。

2 内容

この法律は全18条から成る。主な内容は次のとおりである。

(1) 科学者帰国プログラム (Balik Scientist Program) (第3条・第4条)

このプログラムは、知識の共有を促進し、新技術の流入を加速させるために、公的又は民間の学術機関及び対象地域の登録企業において科学技術の知識を持つ人材を増やすことを目的として、科学技術省により運営される。同省は、科学者の受入先となる機関と連携し、科学的・技術的専門性が欠如し又は限定的な地域を調査し、科学者の契約のための申請と審査のプロセスを管理する。申請が受理された科学者には適切な給付金と報奨が支給される。その給付金や報奨の支給のための規則・規定は同省により定められる。また同省は、このプログラムにおける科学者の義務の履行を管理し、その遂行を評価する。

(2) 対象となる科学者と分野 (第5条(a)・第9条)

プログラムの対象となる科学者は、フィリピン国民又はフィリピン系の外国人で、科学技術省により認定された科学技術やイノベーションの専門家であり、申請時点で①外国居住者、又は②その専門分野における海外での就学又は就労後の、直近の帰国日より3年以内のフィリピン居住者である。また、大学院の学位がなくとも、優れた専門性を持つ人物であれば、このプログラムに応募することができる。

このプログラムで優先される分野は、宇宙技術、人工知能、医用生体工学、エネルギー、農業・食糧、バイオテクノロジー、情報通信技術、薬学、災害軽減管理、環境・天然資源、電子工学、遺伝子学、医療保健、製造、ナノテクノロジー、サイバーセキュリティ、半導体である。

(3) 科学者の契約期間と給付金、報奨、特権 (第5条(d)(e)(f)・第6条・第7条)

契約期間は、短期(15日から最長6か月)、中期(6か月以上1年以内)、長期(1年以上3年以内)の区別がある。どの採用者にも、専門職規制委員会への許可申請の免除、契約期間中の傷害医療保険、科学プロジェクトに関する手荷物許容量超過に係る費用還付等の特権が与えられる。また、海外からフィリピンへの往復航空運賃の支給、契約期間中のビザ申請費用の免除、科学技術省により決定される日当の課税免除、科学技術省の助成金による研究開発プロジェクト⁹への参加資格も与えられる。さらに、長期契約の場合には、科学者本人だけでなく、その配偶者や子供のための往復航空券費用や転居費用のための給付金支給、子供の学校入学支援や配偶者の雇用機会確保の支援等が行われる。

(4) 報告とデータ・バンク (第11条・第12条)

科学技術省は、活動成果を確認するため、科学者に契約期間後に完了報告書を提出させ、両院の科学技術委員会に年次報告を行う。また、フィリピン人による学術研究の促進や科学技術分野での人材育成のための手引きとなるように、プログラムに貢献した科学者のデータ・バンクをプログラムの実施当初から創設し維持する。

⁸ Ma, Cristina Arayata, *op.cit.*(6)

⁹ 科学技術の促進によって、フィリピン国民の生産性や生活の向上に貢献することを目的とした科学技術省による助成金プロジェクト (DOST-Grants-in-Aid program)。Department of Science and Technology website <<http://gia.dost.gov.ph/>>